

船舶事故調査報告書

平成25年10月10日
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

委員 横山 鐵 男（部会長）
委員 庄 司 邦 昭
委員 根 本 美 奈

事故種類	衝突
発生日時	平成25年2月28日 09時15分ごろ
発生場所	兵庫県明石市林崎漁港南東方沖 兵庫県淡路市所在の江崎灯台から真方位331° 3,380m付近 (概位 北緯34° 38.0′ 東経134° 58.5′)
事故調査の経過	平成25年3月1日、本事故の調査を担当する主管調査官（神戸事務所）ほか1人の地方事故調査官を指名した。 原因関係者から意見聴取を行った。
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等 L×B×D、船質 機関、出力、進水等	A 漁船 第11明 ^{みょうじん} 神丸、11トン HG2-5128（漁船登録番号）、株式会社現金屋 14.98m (Lr) × 3.96m × 1.34m、FRP ディーゼル機関、150PS（動力漁船登録票による）、平成 元年9月23日 B 漁船 住 ^{すみよし} 吉丸、9.7トン HG2-7034（漁船登録番号）、個人所有 16.30m (Lr) × 3.81m × 1.27m、FRP ディーゼル機関、110PS（動力漁船登録票による）、平成 18年2月8日
乗組員等に関する情報	A 船長A 男性 51歳 一級小型船舶操縦士・特殊小型船舶操縦士・特定 免許登録日 昭和57年4月1日 免許証交付日 平成20年4月21日 (平成25年4月24日まで有効) B 船長B 男性 29歳 一級小型船舶操縦士・特殊小型船舶操縦士・特定 免許登録日 平成14年10月18日 免許証交付日 平成24年9月24日 (平成29年10月17日まで有効) 同乗者B 男性 78歳
死傷者等	A なし B 軽傷 1人（同乗者B）
損傷	A 左舷船首部に破口

	<p>B 左舷船尾コーナ一部に破口</p>
<p>事故の経過</p>	<p>A船は、船長Aほか1人が乗り組み、林崎漁港南方沖で船首を東に向けて漂泊し、船長Aが、甲板員と共に船びき網漁具（袋網の魚取部）の片付け作業を行った。</p> <p>船長Aは、片付け作業をほぼ終えて操舵室に戻り、周囲を見渡して各舷の前方にそれぞれえい網中の二そう引きの船びき網漁船を認めたが、それらの漁船以外には航行の支障となる他船を見掛けなかったため、船首方に他船はいないものと思い、クラッチを前進に入れ、機関を回転数毎分約1,000まで増速して東南東進を開始したところ、平成25年2月28日09時15分ごろ、林崎漁港南東方沖において、衝撃を感じ、B船と衝突したことに気付いた。</p> <p>B船は、船長Bほか2人が乗り組み、同乗者Bを乗せ、船首を東に向け、東に向けてえい網している網船2隻の右舷正横やや前方寄りに待機していた。</p> <p>船長Bは、操舵室で操船に当たり、えい網中の網船が潮流で西南西方に約1.5ノット(kn)の対地速力で流されるのに合わせて船位を調整し、魚群探知機で魚群を探索しながら、網船に航行方向などの指示を行っていたところ、甲板員に船尾方から接近するA船のことを知らされた。</p> <p>船長Bは、船尾方に距離約30～50mまで接近したA船を視認し、慌ててクラッチを前進に入れて増速を行い、舵を左に取ったものの、B船は、船首が少し左に向いた頃、左舷船尾コーナ一部とA船の左舷船首部とが衝突し、船首甲板のステップに後方を向いて座っていた同乗者Bが、衝突の衝撃で転倒した。</p> <p>船長Bは、すぐに事故の発生を無線で網船の船長に連絡し、事故の情報は、所属漁協を経由して海上保安部に通報された。</p> <p>A船及びB船は、A船の船首部がB船の左舷船尾コーナ一部に突き刺さったが、付近で操業していた漁船の支援を得て分離し、両船は自力航行して林崎漁港に帰港した。</p> <p>同乗者Bは、林崎漁港に帰港後、友人の車で病院へ向かい、顔面（鼻部）挫裂創、鼻骨骨折及び頭部打撲と診断された。</p>
<p>気象・海象</p>	<p>気象：天気 晴れ、風向 北西、風力 1、視界 良好 海象：海上 平穏、潮汐 高潮時、潮高 約80cm（明石港）、 潮流 西流約3～4kn</p>
<p>その他の事項</p>	<p>船長Aは、東南東進を開始する際、太陽光が海面に反射し、船首方がまぶしく見えにくいと感じていた。</p> <p>船長Bは、衝突の約2～3分前に周囲を見渡したが、B船に向けて接近する他船を見掛けなかった。</p> <p>同乗者Bは、船長Bの家族の知り合いであり、趣味の写真撮影のために救命胴衣を着用してB船に同乗していた。</p>

<p>分析</p> <p>乗組員等の関与 船体・機関等の関与 気象・海象の関与 判明した事項の解析</p>	<p>A あり、B あり A なし、B なし A なし、B なし</p> <p>A 船は、林崎漁港南東方沖を東南東進中、船長Aが、発進前に周囲を見て船首方に航行の支障となる他船を見掛けなかったため、船首方に他船はいないものと思い、見張りを適切に行っていなかったことから、船首方のB船に気付かず、B船と衝突したものと考えられる。</p> <p>B船は、林崎漁港南東方沖において、網船2隻の右舷正横やや前方寄りに位置して揚網待機中、船長Bが、船尾方から接近するA船のことを知らされ、船尾方に距離約30～50mまで接近したA船を視認したことから、避航動作を取ったものの、A船と衝突したものと考えられる。</p>
<p>原因</p>	<p>本事故は、林崎漁港南東方沖において、A船が東南東進中、B船が網船2隻の右舷正横やや前方寄りに位置して揚網待機中、船長Aが見張りを適切に行っておらず、また、船長Bが船尾方に距離約30～50mまで接近したA船を視認したため、両船が衝突したことにより発生したものと考えられる。</p>
<p>参考</p>	<p>今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・発進前の周囲の確認は、他船を見落とすことのないよう、場所を移動するなどして目線の位置を変えて行うこと。 ・常時、見張りを適切に行うこと。